

第 2 期

京 都 市 障 害 福 祉 計 画

京 都 市

目 次

	(ページ)
1 趣旨等	1
(1) 趣旨	
(2) 基本的理念	
(3) 法令の根拠	
2 平成 23 年度の数値目標の設定	2
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少数	
(3) 福祉施設から一般就労への移行	
3 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類 ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	4
(1) 訪問系サービス	
ア 必要な量の見込み	
イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
(2) 日中活動系サービス	
ア 必要な量の見込み	
イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
(3) 居住系サービス	
ア 必要な量の見込み	
イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
(4) その他のサービス	
ア 必要な量の見込み	
イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	1 2
5 計画の期間及び見直しの時期	1 6
6 計画の達成状況の点検及び評価	1 6
(参考)	
計画の推進に関する主な事業	7
第 2 期京都市障害福祉計画【概要版】	巻末

第 2 期京都市障害福祉計画

1 趣旨等

(1) 趣旨

本計画は、障害のある市民の地域生活や一般就労への移行に関して、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度末に向けた数値目標を設定するとともに、平成 21 年度から平成 23 年度までのサービス量等の必要量の見込みとその確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的として策定する。

(2) 基本的理念

支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画）の基本目標である「障害の有無にかかわらず、全ての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支えあい安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、障害者自立支援法の「障害者の自立と社会参加」という基本的理念を踏まえ、必要な障害福祉サービス等を提供する。

(3) 法令の根拠

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として、国の定める基本指針に即して策定するものである。

また、本計画は、支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（障害者基本法に規定する障害者計画）に掲げる「福祉サービス」等に関する 3 年間の実施計画として位置付けるものである。

2 平成 23 年度の数値目標の設定

障害のある市民の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定する。

なお、地域生活への移行の取組については、この間、京都府が実施する退院促進支援事業のほかは入所施設や精神科病院等による個々の取組にとどまっており、今後、目標値に到達するためには、関係機関が十分に連携しながら地域生活への移行支援を行う仕組みづくりと共に、多様な社会資源や福祉サービスを総合的にコーディネートして移行を支援する取組や地域生活の定着を支援する取組も求められる。

また、就労支援については、新たに創設された就労移行支援等のサービス提供により一般就労への移行が図られているが、今後も継続的に一般就労への移行が進み、目標値に到達するためには、福祉施設における支援力の一層の向上を図るとともに、職場実習先の確保をはじめとする職業訓練の環境整備や就職後の継続的な支援、あるいは、再チャレンジを含めた循環的な支援環境の整備を図る必要がある。

もとより、これらの取組を進めるためには、本人やご家族のご希望や不安、気持ちの揺れなどを十分に考慮して、一人一人の実情を勘案することはもちろんのこと、すべての市民が障害や障害のある市民に対する正しい理解と認識を深め、相互に尊重し支え合って暮らせるまちづくりが必要であり、啓発の取組が不可欠である。

このため、これら数値目標の達成に向けては、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」に掲げる施策を着実に推進し、総合的に取組を進めることとする。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
第 1 期計画策定時の施設入所者数 (A)	1,236 人	平成 17 年 10 月 1 日現在
平成 23 年度末の入所者数 (B)	1,171 人	入所施設の定員減予定数を 105 人分と見込むが、待機者や新規施設整備等を考慮し、65 人分の定員減を見込む。
<u>目 標 値</u> 削減見込 (A - B)	65 人 (5.3%)	
<u>目 標 値</u> 地域生活移行者数	130 人 (10.5%)	平成 23 年度末までに施設からグループホーム等に移行する方の数。第 1 期計画策定時の入所者数の 10%程度が地域生活に移行することを目指す。

(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少数

項 目	数 値	備 考
第1期計画策定時の入院者数	3,614 人	平成16年6月30日現在の市内病院の入院者数
退院可能精神障害者数	328 人	京都府調査による受入条件が整えば退院可能な精神障害者数
<u>目 標 値</u> 減少数	281 人	平成23年度末までに減少を目指す数。平成18年度の本市退院促進支援事業対象者数などを基に積算した。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
第1期計画策定時の年間一般就労移行者数	11 人	平成17年度中に福祉施設を退所し、一般就労した方の数
<u>目 標 値</u> 年間一般就労移行者数	50 人 (4.5 倍)	平成23年度において福祉施設を退所し一般就労する方の数。第1期計画策定時の4倍程度とする。

3 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 必要な量の見込み

平成20年度における利用実績（見込）と障害のある市民の地域生活への移行を推計し、平成23年度までの各年度において必要なサービス見込量を設定した。

（単位：人分（括弧内は時間分／月））

区 分	20年度実績 （見込）	21年度	22年度	23年度
居宅介護	2,104 人分 (89,405)	2,302 人分 (92,429)	2,500 人分 (95,453)	2,698 人分 (98,477)
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

訪問系サービスについては、引き続き、地域生活への移行を推進する観点から、ニーズに応じたサービス提供を行うため、必要なサービス提供体制の確保に努める必要がある。

このため、サービス提供事業者の新規参入など拡充が進むように、福祉人材の確保及び定着に向けた適切な報酬水準の確保をはじめとする必要な措置を講ずるよう国に対して働き掛けを行うとともに、ホームヘルパーの援助技術の向上と3障害に対応できる事業者の増加を図るための「精神障害者ホームヘルパー研修会」、医療と福祉の連携を必要とする重度障害のある方を支援するホームヘルパーの基礎知識の習得を図る「医療的ケア研修会」の開催等の本市独自の取組により、サービスの担い手の養成に努める。

また、多様なニーズにきめ細かく対応するため、施策の隙間にある課題への対応についても関係機関との連携、協働により取り組むこととし、新たに「あんしん生活緊急サポート事業」を本市独自に実施するなど、障害のある市民が安心して地域生活を送ることを支援する。

「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」における関連項目

No.94 「居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）の充実」

No.95 「緊急時のホームヘルパー派遣事業」

No.117 「障害福祉を支える人材の確保と支援」

等

(2) 日中活動系サービス

ア 必要な量の見込み

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービスニーズへの対応が必要である。

サービス提供体制については、平成20年度における利用実績（見込）とサービス提供事業者の移行希望を基に平成23年度までの各年度において必要なサービス提供量を推計した。

（単位：人分（括弧内は人日分／月））

区分	20年度実績 （見込）	21年度	22年度	23年度
生活介護 ※	1,048人分 (18,361)	1,235人分 (22,848)	1,406人分 (26,011)	1,598人分 (29,563)
自立訓練（機能訓練） ※	5人分 (50)	40人分 (740)	47人分 (870)	141人分 (2,609)
自立訓練（生活訓練） ※	54人分 (951)	72人分 (1,332)	94人分 (1,739)	208人分 (3,848)
就労移行支援 ※	218人分 (4,006)	298人分 (5,513)	330人分 (6,105)	387人分 (7,160)
就労継続支援（A型） ※	65人分 (1,203)	132人分 (2,442)	153人分 (2,831)	281人分 (5,199)
就労継続支援（B型） ※	651人分 (12,044)	1,089人分 (20,147)	1,446人分 (26,751)	2,089人分 (38,647)
療養介護	21人分	23人分	23人分	23人分
児童デイサービス	70人分 (1,193)	70人分 (1,227)	70人分 (1,261)	70人分 (1,295)
短期入所	268人分 (1,536)	417人分 (1,567)	565人分 (1,598)	714人分 (1,630)

※は、旧体系（17年10月）4,540人分⇒新体系4,979人分（地域生活支援事業への移行分も含め439人分増）

イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

日中活動系サービスについては、旧法施設が、新サービス体系への移行期限である平成23年度末までに円滑に移行できるよう、きめ細かに移行相談に応じるとともに、引き続き本市独自の「就労支援等新体系移行支援事業」を実施することにより、各施設の実情を十分に考慮しながら、地域活動支援センター（共同作業所型）及び小規模通所授産施設の障害福祉サービスを提供する事業所への円滑な移行を支援する。

また、既に取組に着手している醍醐和光寮の再整備について、計画的に着実な進捗を図る。

なお、新サービス体系での運営では減収になることや福祉人材の確保の困難さ等により、新サービス体系への移行や新規参入が進んでいないことから、事業者の安定的な運営が確保され、施設職員が安心して働き続けられるよう、経営実態に見合った報酬設定や福祉人材の確保及び定着のための必要な措置について国に対して積極的に働き掛けを行う。併せて、国の報酬改定に伴い創設される新たな加算を算定することができる事業者が確実に請求できるよう積極的な情報提供に努めるとともに、「医療的ケア研修会」や就労支援のための研修会等による人材育成に取り組むことにより、福祉施設の運営支援を行う。

また、新たに「障害者就労支援推進事業」を実施することにより、一般就労への移行を推進する観点からは、福祉、教育、労働関係機関、企業等で構成するネットワーク等を活用して、就労移行支援事業所等の積極的な取組を支援するとともに、重度障害のある方等が生きがいを持って働くことを推進するため、就労継続支援事業所等工賃引き上げを目指し、ほっとはあと（授産）製品の開発・販路拡大に取り組む。

「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」における関連項目

- No.96 「生活介護等（デイサービス）の推進」
 - No.97 「短期入所（ショートステイ）の推進」
 - No.108 「醍醐和光寮の再整備」
 - No.112 「障害のある市民が生きがいを持って働ける仕事場づくり」
 - No.113 「共同作業所等の新体系事業への移行促進」
 - No.114 「日中活動の場の確保」
 - No.116 「北山ふれあいセンターの整備・運営」
 - No.117 「障害福祉を支える人材の確保と支援」
 - No.124 「障害のある市民が生きがいを持って働ける仕事場づくり」（再掲）
 - No.125 「京都ほっとはあとセンターにおけるほっとはあと（授産）製品の開発・販路の拡大」
 - No.129 「就労支援ネットワークの構築」
 - No.133 「政策随意契約の活用による製品購入及び役務の提供の促進」
- 等

■計画の推進に関連する主な事業

「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」に掲げる施策として平成 21 年度に実施する事業のうち、本計画の推進に関連する主な事業を下記のとおり実施する。

障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」

1 障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減

- (1) 国が定める基準を基本に、重度障害のある市民に配慮し、低所得者の独自階層区分（収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみの方）を設定し、自立支援医療及び補装具並びに総合上限制度については、国基準の負担上限月額2分の1とする。
- (2) 子育てを担う保護者の負担及び早期かつ安定した療育に配慮し、障害児施設（通所・入所とも）について、市民税非課税世帯の利用者負担の無料化等を実施する。

2 サービス事業者・施設への支援策

- (1) 平成 18 年 9 月以前から居宅介護を利用していた知的障害のある方が利用するグループホーム等に対し、国が定める報酬単価では依然として不足している介護サービスに要する経費を助成する。
- (2) 市内地域活動支援センター（共同作業所）及び小規模通所授産施設が障害福祉サービスを提供する事業所へ移行する際に、設備基準や人員配置基準を満たすために必要となる改修・移転等の経費を補助する。（1施設あたり 300 万円以内）

障害者就労支援推進事業

1 障害者職業能力開発プロモート事業

障害のある人が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため、個々の障害のある人の働く力を見出し、就労機会に結びつける橋渡し役として「職業能力開発プロモーター」を新たに2名配置する。

また、障害のある人の就労支援を円滑に行えるよう、本市、国、府の各行政から民間まで、労働・福祉・教育の各分野の関係機関等により構成する「京都市障害者就労支援推進会議（仮称）」を新たに創設する。

2 障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業

障害福祉施設等と連携し、知的・精神障害のある人を対象に、京都市役所に約2週間の職場実習の場を提供する。また、職場実習の受入れによって得た経験を基に、京都市の臨時的任用職員として採用する。

あんしん生活緊急サポート事業

在宅生活をされている重度障害のある人について、家族が急病等で介護ができなくなった際、障害福祉サービスの利用に繋げるまでの支援を必要としたり、入院時に医療スタッフとのコミュニケーション支援を必要とするなど、既存の制度や施策で対応できない場合があり、こうした緊急時に短期入所枠の確保や一時的に介護人を派遣することで、地域移行、地域生活の支援体制の充実を図る。

1 障害者緊急短期入所事業

既存のショートステイの一部を、「緊急利用床」として確保し、緊急時に利用できるようにする。

2 重度障害者入院時コミュニケーション支援等介護人派遣事業

- (1) 医療機関に入院した際、医療スタッフとのコミュニケーションを円滑に図るためには、一定の経験・技術を要するため、医療スタッフによる対応に繋げるまでの間の一時的な支援を行う。
- (2) 保護者が疾病、事故、災害等不測の事態により不在となり、障害福祉サービスの利用に繋げるまでの間の一時的な支援を行う。

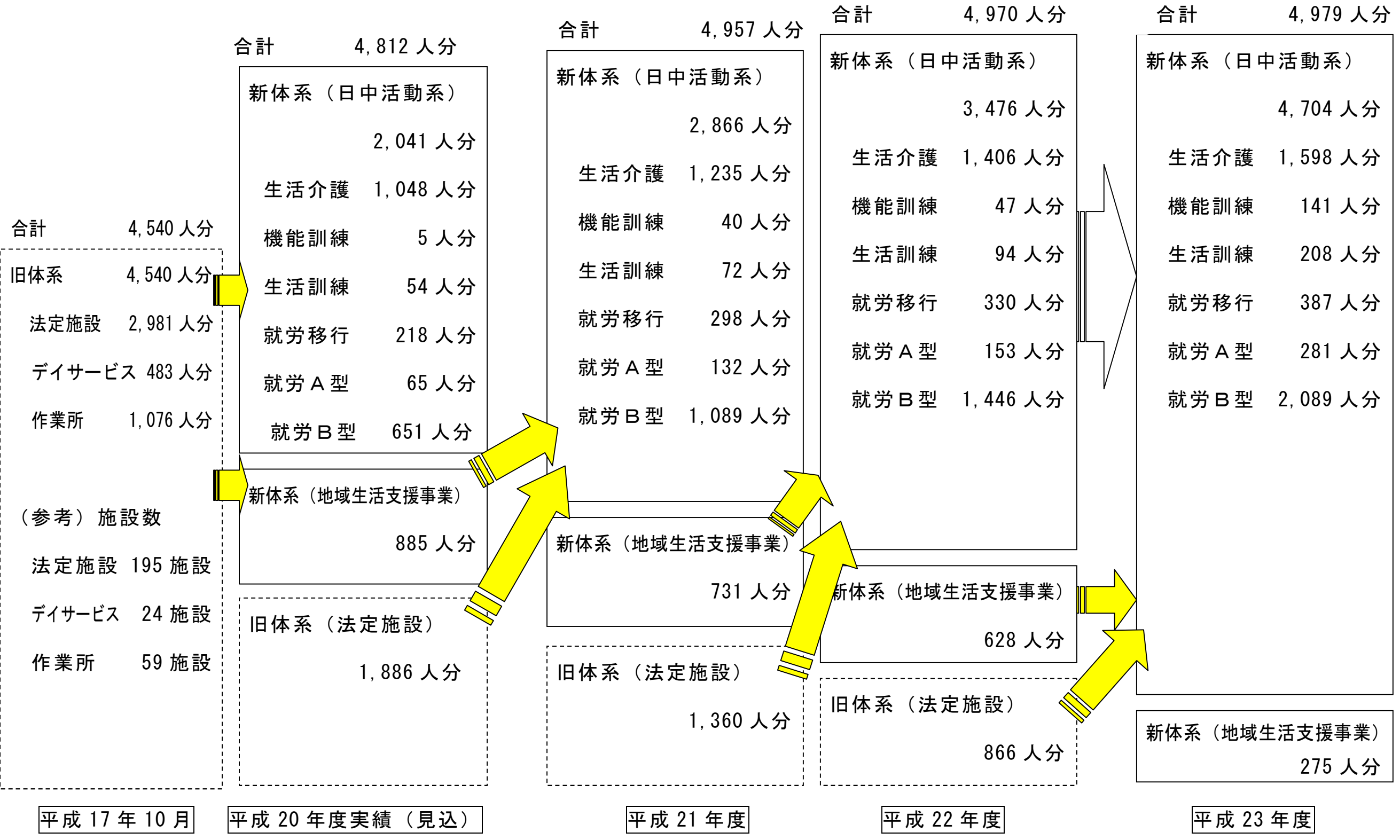
日 中 活 動 系 の 推 計 結 果 (概 要)

参 考

一般就労へ移行 年間 11 人

一般就労へ移行 年間 50 人

退院可能精神障害者の約 4 割, 総合支援学校卒業生などを見込み, 17 年 10 月と比べ 439 人分増



(3) 居住系サービス

ア 必要な量の見込み

平成20年度における利用実績（見込），平成23年度までの地域生活移行者数（目標値），精神障害のある市民の地域生活への移行及び施設の新体系への移行状況に基づき，平成23年度までの各年度のサービス量を推計した。

（単位：人分）

区分	20年度実績 （見込）	21年度	22年度	23年度
共同生活援助	363	426	488	551
共同生活介護				
施設入所支援	447	658	919	1,171

旧体系（17年10月）1,537人分⇒新体系1,722人分（入所者数65人分減だが，グループホーム等増で185人分増）

イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

居住系サービスについては，地域生活への移行状況に応じ，適切にサービス量が確保されるよう，共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の増設のため，安定的に運営できるための報酬水準の確保を国に対して要望するとともに，依然として不足しているホームヘルプ利用に係る費用の助成を引き続き本市独自に実施する。

また，サービス事業者の新規参入を促進するため，国の整備費補助の積極的な活用と併せて，市民の障害福祉に関する関心と理解を一層深めるための啓発活動を進める。

障害福祉サービスとして提供されるもののほか，障害者地域生活支援センターにおける居住サポート事業の実施や，居宅介護等の訪問系事業によるソフト面での支援充実を図るとともに，住宅部局とも連携して，より多様な住宅確保の支援を検討していく。

なお，施設入所支援については，今後，事業者の新体系への移行の状況等の把握に努め，円滑な移行を支援していくとともに，既に取り組に着手している醍醐和光寮の再整備について，計画的に着実な進捗を図る。

「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」における関連項目

No.107 「入所施設の機能強化」

No.109 「グループホーム・ケアホーム・福祉ホームの運営」

No.110 「グループホーム・ケアホームの設置促進」

No.111 「市営住宅特定目的優先入居制度」

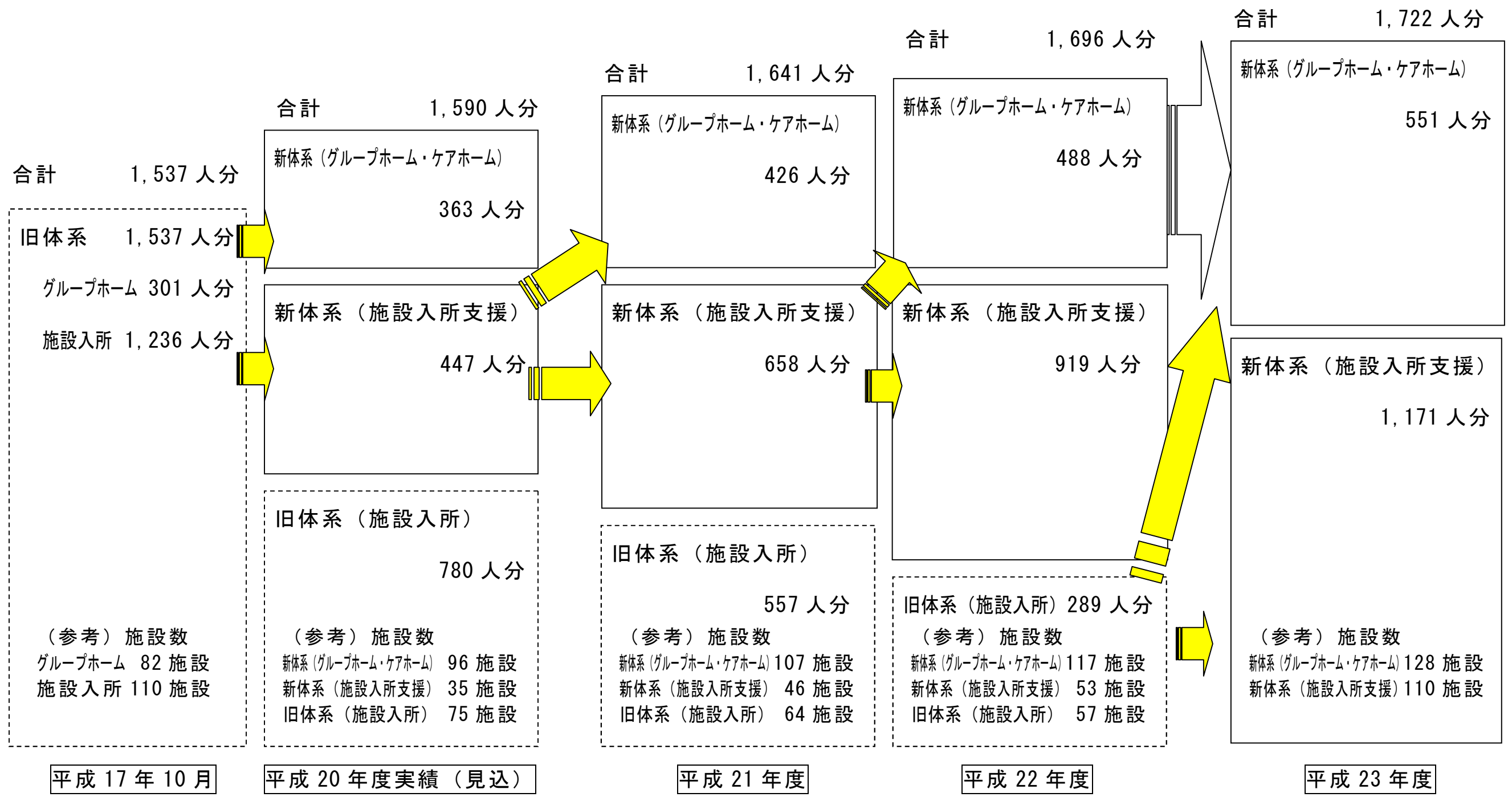
等

居住系の推計結果（概要）

参考

130人が地域生活へ移行

退院可能精神障害者の約3割，施設入所から地域生活への移行者などを見込み，
17年10月と比べ185人分増（施設入所の旧体系と新体系では▲65人）



(4) その他のサービス

ア 必要な量の見込み

地域生活移行を推進することにより、相談支援のニーズが高まるため、平成23年度における適切なサービス量までの各年度において必要な量を推計した。

(単位：人分)

区 分	20年度実績 (見込)	21年度	22年度	23年度
相談支援	45	125	286	528

イ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

相談支援については、福祉事務所や保健所等の行政機関をはじめ、市内に15箇所設置している障害者地域生活支援センターにおいて、身近な地域で適切な相談支援に努めるとともに、市内5圏域ごとに設置した障害者地域自立支援協議会（地域協議会）において、行政機関・障害者地域生活支援センター・障害福祉サービス事業者等の連携により、援助困難・援助課題の多い一人一人の障害のある市民を協働体制により支援する。

また、個別支援に係る課題の解決を目指して開催する地域協議会の支援会議には、医療や権利擁護等のそれぞれの課題に応じた支援機関が参画し、必要に応じて柔軟な構成により相談支援に取り組む。

とりわけ、退院された精神障害のある市民の地域生活の定着には、適切な医療を受けることが不可欠であるため、精神科病院等と十分に連携しながら、相談支援に取り組んでいく。

なお、ケアマネジメントの実施により、必要なサービスの適切な利用を支援し、生活の質の向上を図るほか、地域におけるニーズや課題を的確に捉え、それを集約する京都市障害者自立支援協議会（市協議会）と京都市障害者施策推進協議会との連携を通じて、新たな施策の形成につなげる効果も期待される。

「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」における関連項目

No.28 「福祉事務所・保健所における相談支援」

No.31 「障害者地域生活支援センター事業の充実」

No.32 「障害者地域自立支援協議会の設置・運営」

No.34 「身体障害者相談員・知的障害者相談員・発達相談員による活動の活性化と精神障害のある市民に対する相談支援の充実」

No.37 「障害当事者同士の相談（ピアサポート）等への支援」

No.39 「引きこもりがちな障害のある市民等への支援」

等

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

各年度における事業の種類ごとの量の見込み、実施に関する考え方等について、下記のとおり定める。

(単位は年間の数)

事業名	20年度実績 (見込)		21年度		22年度		23年度		事業内容, 実施の考え方, 見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業									
① 障害者相談支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		障害者地域生活支援センターを設置し, 相談, 福祉サービス利用の援助, ケアプラン作成, 関係機関のネットワーク作り等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し, 相談支援体制を強化する。
障害児等療育支援事業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		障害のある市民の自宅を訪問して療育訓練を行うとともに, 保育所や共同作業所等の職員に対して療育指導を行う。
② 市町村相談支援機能強化事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		障害者地域生活支援センターのうち5箇所に精神保健福祉士等の専門職を配置する。
③ 住宅入居等支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		一般住宅入居希望者に, 必要な調整等の支援を行う。
④ 成年後見制度利用支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		普及啓発等を行う。なお, 市長申立ては本市が直接行う。
(2) コミュニケーション支援事業		13,566 件		13,896 件		14,238 件		14,595 件	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		4,182 件		4,399 件		4,627 件		4,868 件	手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。

手話通訳者設置事業	17 人	9,384 件	17 人	9,497 件	17 人	9,611 件	17 人	9,727 件	手話通訳者の設置を行う。 ※人数は、1設置箇所当たり1人として計上した数
(3) 日常生活用具給付等事業	/		/		/		/		重度障害児者に日常生活用具の給付・貸与を行う。
① 介護・訓練支援用具	92件		122件		123件		124件		身体介護を支援する用具等
② 自立生活支援用具	748件		1,399件		1,441件		1,484件		入浴，食事，移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具	424件		638件		708件		786件		在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具	430件		1,251件		1,439件		1,655件		情報収集・伝達，意思疎通を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具	28,248件		28,255件		28,255件		28,255件		ストマ装具等の排泄管理を支援する用具
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	46件		99件		112件		127件		居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修
(4) 移動支援事業	135 箇所	2,164 人	147 箇所	2,973 人	160 箇所	3,783 人	173 箇所	4,593 人	個別支援を基本として，社会参加，余暇活動のための外出支援を行う。
	/		/		/		/		延べ利用見込時間数
(5) 地域活動支援センター	/		/		/		/		
基礎的事業	54 箇所	— 人	45 箇所	1,221 人	39 箇所	1,118 人	20 箇所	765 人	全て機能強化型として設置し，Ⅲ型は自立支援給付への移行を支援する。

機能強化型Ⅰ型	5 箇所	— 人	5 箇所	490 人	5 箇所	490 人	5 箇所	490 人	精神保健福祉士等の専門職を配置し、関係機関との連携強化等を図る（障害者相談支援事業再掲）。
機能強化型Ⅱ型	3 箇所	75 人	4 箇所	100 人	4 箇所	100 人	5 箇所	125 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。
※市外に所在するセンターを利用する者	2箇所	(13人)	2箇所	(13人)	2箇所	(13人)	2箇所	(13人)	※市外分（箇所数は別掲、人数は内数）
機能強化型Ⅲ型	46 箇所	810 人	36 箇所	631 人	30 箇所	528 人	10 箇所	150 人	従前の共同作業所と同様の事業内容で実施する。自立支援給付への移行を支援していく。
(6) 発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	3,400 人	1 箇所	3,400 人	1 箇所	3,400 人	1 箇所	3,400 人	関係機関と連携しながら、発達障害者への支援を強化していく。
(7) その他の事業									
① 福祉ホーム事業	4箇所		5箇所		5箇所		7箇所		低額で居室等を提供し、管理人が日常生活に必要な支援を行う。
② 盲人ホーム事業	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		視覚障害のある市民に、あんま、はり、きゅうの就労の場を提供する。
③ 訪問入浴サービス事業	26人分		26人分		26人分		26人分		居宅での入浴が困難な方などに、訪問入浴サービスを提供する。
④ 身体障害者自立支援事業	—		—		—		—		実施していない。
⑤ 重度障害者在宅就労促進事業	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		在宅等の障害のある市民に、情報機器やインターネットの活用に関する支援等を行い、就労促進を図る。
⑥ 更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業	171人分		165人分		160人分		156人分		更生訓練費用及び施設退所後就職するための支度金を支給する。
⑦ 知的障害者職親委託制度	2人分		2人分		2人分		4人分		知的障害のある市民に2箇所で就労に必要な知識、技能の訓練を行う。

⑧ 生活支援事業	10事業		10事業		10事業		10事業		日常生活上必要な訓練，指導等を行う。
⑨ 日中一時支援事業	192人分		227人分		262人分		296人分		施設で一時的に介護等のサービスを提供する（宿泊を伴わない）。
⑩ 生活サポート事業	4人分		4人分		4人分		4人分		障害程度区分非該当者に居宅介護を行う（経過措置）。
⑪ 社会参加促進事業									
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	11大会		11大会		11大会		11大会		障害者体育大会，全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する。
イ 芸術文化講座開催等事業	2回		2回		2回		2回		障害者福祉総合展及び京都とっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3種類 29回		3種類 29回		3種類 29回		3種類 29回		「障害保健福祉のしおり」等の点字，音訳，拡大版を作成する。
エ 奉仕員養成研修事業	11 講座	850 人	11 講座	850 人	11 講座	850 人	11 講座	850 人	音訳，点訳，手話，要約筆記の各奉仕員の養成研修を実施する。
オ 自動車運転免許取得事業	23件		24件		24件		24件		身体障害のある市民の運転免許取得費用の一部を助成する。
カ 自動車改造助成事業	35件		40件		40件		40件		身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。
キ その他	3箇所		3箇所		3箇所		3箇所		職業能力開発等支援事業として3箇所の相談窓口を開設するほか，必要な事業を実施する。

5 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は平成24年3月31日までとする。

また、本計画に関して必要な見直しを平成23年度末までに行った上で、第3期障害福祉計画を国が定める策定指針に基づき平成24年度から平成26年度までを期間として作成する。

なお、障害者自立支援法の改正等に伴い内容の見直しが必要となった場合は、計画期間中においても必要な見直しを行う。

6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について、利用者及び事業者の双方からの視点を十分に踏まえて達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策や見直しを行う。

第2期京都市障害福祉計画【概要版】

- 1 **趣旨** 障害のある市民の地域生活や一般就労への移行に関して、23年度末に向けた数値目標を設定。併せて21年度から23年度までのサービス必要量の見込みとその確保方を定める。
- 2 **根拠** 障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」。「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」の福祉サービス等に関する実施計画として位置付ける。
- 3 **計画期間等** 21年度から23年度までを計画期間とする。障害者自立支援法の改正等に伴い内容の見直しが必要になった場合は、計画期間中においても必要な見直しを行う。

1 23年度の数値目標設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

23年度末までの地域生活移行者数 130人
 >第1期計画策定時（17年10月）の施設入所者（1,236人）の10.5%の移行を目指す。

23年度末の施設入所者の定員減 65人
 >第1期計画策定時（17年10月）の施設入所者（1,236人）の5.3%の定員減を目指す。

(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少

23年度末までの退院者数 281人
 >条件が整えば退院可能な精神障害のある市民への退院促進支援等により、退院を目指す。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

23年度における年間一般就労移行者数 50人
 >第1期計画策定時（17年度）の年間一般就労移行者数（11人）の4.5倍の一般就労を目指す。

「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」に掲げる施策を着実に推進し、総合的に取組を進める。

2 サービス量の見込みとその確保のための方策

(1) 訪問系サービス (単位：人分(括弧内は時間分/月))

区分	20年度	21年度	22年度	23年度
居宅介護等	2,104 (89,405)	2,302 (92,429)	2,500 (95,453)	2,698 (98,477)

(確保のための方策)

- 福祉人材の確保及び定着のための国への要望及び本市独自のサービスの担い手の養成
- 「あんしん生活緊急サポート事業」を本市独自に実施

(2) 日中活動系サービス (単位：人分(括弧内は人日分/月))

区分	20年度	21年度	22年度	23年度
生活介護	1,048 (18,361)	1,235 (22,848)	1,406 (26,011)	1,598 (29,563)
機能訓練	5 (50)	40 (740)	47 (870)	141 (2,609)
生活訓練	54 (951)	72 (1,332)	94 (1,739)	208 (3,848)
就労移行	218 (4,006)	298 (5,513)	330 (6,105)	387 (7,160)
就労A型	65 (1,203)	132 (2,442)	153 (2,831)	281 (5,199)
就労B型	651 (12,044)	1,089 (20,147)	1,446 (26,751)	2,089 (38,647)
療養介護	21	23	23	23
児童デイ	70 (1,193)	70 (1,227)	70 (1,261)	70 (1,295)
短期入所	268 (1,536)	417 (1,567)	565 (1,598)	714 (1,630)

(確保のための方策)

- 事業者の新体系への円滑な移行を支援
- 運営安定化支援、福祉人材の確保及び定着の措置の国への要望
- 加算算定のための情報提供及び研修会等の人材育成の取組
- 多様な就労を支援する取組

(3) 居住系サービス (単位：人分)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度
グループホーム ケアホーム	363	426	488	551
施設入所支援	447	658	919	1,171

(確保のための方策)

- 運営安定化支援の国への要望及び本市独自の補助制度の実施
- サービス提供事業者の新規参入のための整備費補助の活用及び啓発活動の推進
- 多様な住宅確保の支援を検討
- 事業者の施設入所支援への円滑な移行を支援

(4) その他(相談支援) (単位：人分)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援	45	125	286	528

(確保のための方策)

- 地域生活支援センターにおける身近な地域での相談支援
- 自立支援協議会における協働体制による支援
- 医療機関とも十分に連携した相談支援

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

必須事業及び任意事業を合わせて36事業について定める。

主な事業	20年度	21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所
地域自立支援協議会	5圏域	5圏域	5圏域	5圏域
コミュニケーション支援	13,566件	13,896件	14,238件	14,595件
日常生活用具	29,988件	31,764件	32,078件	32,431件
移動支援	2,164人 37,654時間	2,973人 47,256時間	3,783人 56,859時間	4,593人 66,462時間
地域活動支援Ⅱ型	3箇所	4箇所	4箇所	5箇所
地域活動支援Ⅲ型	46箇所	36箇所	30箇所	10箇所

第2期京都市障害福祉計画

平成21年3月発行／京都市印刷物番号第203154号

京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

電話 075-222-4161 F A X 075-251-2940

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

